

# みりよくか まちの美緑花ボランティア制度について



## Q1 「まちの美緑花ボランティア」とは？

**A** 市民のみなさんに、身近な公共空間である公園を愛着を持ってお世話していただくことにより、まちの美化と地域のコミュニティ形成の場として活用していただくボランティア活動への助成制度です。従来、公園管理会と呼んでいたものです。現在、市内の身近な公園の4分の3にあたる約1000箇所の公園で、700を超える団体が美緑花ボランティアとして活動されています。

## Q2 どのような団体が認定されるのですか？



**A** 自治会、婦人会、老人会、子供会などを母体とする地域団体が基本となります。それ以外では、NPO、任意のボランティア団体、企業なども認定可能ですが、その場合は地元の同意が必要となります。また、美緑花ボランティアは、少ない場合でも、おおむね3名以上で結成し、役員として、代表者、会計、会計監事は必ず選定してください。

## Q3 どのような活動内容ですか？



**A** ①照明灯の球切れや遊具の傷みの通報(随時) ②清掃(月1回以上)  
③樹木への水やり(随時)

以上の作業はすべての団体をお願いしています。

その他、公園の形態や団体の実情に応じて、除草または草刈(年1回以上)、低木刈り込み、花壇管理、運動広場の利用調整などのメニューから追加作業を選択することができます。

## Q4 神戸市からの助成はあるのですか？

**A** ご希望により、活動資金の一部として、助成金を交付しています。助成金は、公園の面積と作業の頻度・内容などによって算定します。

用途については、清掃用具、ゴミ袋、作業時の飲み物の購入、打合せを行う会議室の使用料、資料のコピー代など、ボランティア活動に必要な経費に使っていただくことができます。(ただし、いわゆる労働の対価としての賃金や、日頃の活動を慰労するための宴会や親睦旅行、地元行事への協賛金、自治会費などには使えません。)



活動開始時には、必要な資材の一部(清掃用具、灌水用ホース、用具倉庫など)を支給します。また、神戸市市民活動補償制度の対象活動になっています。



**Q5** 美緑花ボランティアには公園に対する責任や権限はありますか？

**A** 美緑花ボランティアは、公園の美化や地域コミュニティの活性化を神戸市と協働で行うためのボランティア組織ですので、いわゆる管理上の責任と権限はすべて神戸市にあります。

たとえば、遊具の故障が原因で事故が起こった場合に、美緑花ボランティアに責任が生じることはありません。

また、公園内に物を設置したり、イベントやスポーツ大会などで広場やグラウンドを独占的に使用する場合には、神戸市の許可が必要になります。

**Q6** 活動に必要な手続きや書類はどのようなものですか？

**A** 所管の建設事務所とご相談のうえ、所定の書類(結成届、活動内容申請書、役員名簿など)を作成し、建設事務所に提出してください。活動開始後は毎年、活動報告書(上半期、下半期)と助成金の収支報告書の提出が必要になります。



**お問合せ先**



内容についてのお問い合わせ、ご相談は各建設事務所までお願いいたします。

公園の所在地	お問合せ先
東 灘 区	〒658-0044 東灘区御影塚町2丁目 27-20 東 部 建 設 事 務 所 電 話 854-2191
中 央 区 兵 庫 区	〒652-0041 兵庫区湊川町2丁目1-12 中 部 建 設 事 務 所 電 話 511-0515
北 区	〒651-1331 北 区有野町唐櫃字種池 3064 北 建 設 事 務 所 電 話 981-5191
長 田 区 須 磨 区	〒654-0121 須磨区妙法寺字ヌメリ石1-1 西 部 建 設 事 務 所 電 話 742-2424
垂 水 区	〒655-0013 垂水区福田5丁目6-20 垂 水 建 設 事 務 所 電 話 707-0234
西 区	〒651-2128 西 区玉津町今津字宮の西 333-1 西 建 設 事 務 所 電 話 912-3750